

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現行	改正案
<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3-5 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-5-4 第一種少額電子募集取扱業務の適切性</p> <p>IV-3-5-4-2 有価証券の発行価額の総額等に関する留意点</p> <p>（1）基本的留意事項</p> <p>第一種少額電子募集取扱業者については、その取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額が1億円以上となること及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が50万円を超えることをそれぞれ防止するための必要かつ適切な措置がとられているか。</p> <p>上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、例えば、以下に掲げる事項に留意する必要がある。</p> <p>①～② （略）</p>	<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3-5 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-5-4 第一種少額電子募集取扱業務の適切性</p> <p>IV-3-5-4-2 有価証券の発行価額の総額等に関する留意点</p> <p>（1）基本的留意事項</p> <p>第一種少額電子募集取扱業者については、その取り扱う募集又は私募に係る有価証券（<u>第一種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われるものに限る。</u>（2）及び（3）において同じ。）の発行価額の総額が1億円以上となること及び当該有価証券を取得する者（<u>特定投資家を除く。</u>（2）及び（3）において同じ。）が払い込む額が50万円を超えることをそれぞれ防止するための必要かつ適切な措置がとられているか。</p> <p>上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、例えば、以下に掲げる事項に留意する必要がある。</p> <p>①～② （略）</p>
<p>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-2-4 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性</p> <p>V-2-4-4 第二種少額電子募集取扱業務の適切性</p>	<p>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-2-4 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性</p> <p>V-2-4-4 第二種少額電子募集取扱業務の適切性</p>

現行	改正案
<p>V-2-4-4-2 有価証券の発行価額の総額等に関する留意点</p> <p>(1) 基本的留意事項</p> <p>第二種少額電子募集取扱業者については、その取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額が1億円以上となること及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が50万円を超えることをそれぞれ防止するための必要かつ適切な措置がとられているか。</p> <p>上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、例えば、以下に掲げる事項に留意する必要がある。</p> <p>①～② (略)</p>	<p>V-2-4-4-2 有価証券の発行価額の総額等に関する留意点</p> <p>(1) 基本的留意事項</p> <p>第二種少額電子募集取扱業者については、その取り扱う募集又は私募に係る有価証券 <u>(第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われるものに限る。(2)及び(3)において同じ。)</u> の発行価額の総額が1億円以上となること及び当該有価証券を取得する者 <u>(特定投資家を除く。(2)及び(3)において同じ。)</u> が払い込む額が50万円を超えることをそれぞれ防止するための必要かつ適切な措置がとられているか。</p> <p>上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、例えば、以下に掲げる事項に留意する必要がある。</p> <p>①～② (略)</p>